

令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目  
～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

東 北 運 輸 局  
令和5年11月21日

## 第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠である。特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

昨年4月に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、同年12月に取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、実施可能な対策から速やかに実施し、旅客船の安全・安心な運航確保の取組を進めている。このような事故をはじめ、これまでに発生した事故や豪雨、台風、大雪等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきた。輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るため、全てのモードにおいて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を着実に実施しながら、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。さらなる対応力の向上が図られるよう、テロや傷害事件等（以下「テロ等」という。）対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

さらに、新型インフルエンザ等感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府及び国土交通省等の行動計画が策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

## 第2 期間

令和5年12月10日(日)～令和6年1月10日(水)

## 第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- 3 テロ等防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ等発生時の

通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ等発生を想定した訓練の実施状況

- 4 新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

## 第4 点検事項

各分野の主な点検事項は以下のとおりとする。

### 1 鉄道関係

#### 【点検事項】

- (1) 安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
- (2) 施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
- (3) 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (4) プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）  
※12月1日（金）から開始するよう努めるものとする
- (5) 「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ等発生等の緊急時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ等発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

### 2 索道関係

#### 【点検事項】

- (1) 安全管理（係員に対する指導監督体制、索道施設の保守管理体制）の実施状況
- (2) 索道施設の整備、検査（実施細則等の遵守）の実施状況
- (3) 自然災害対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- (4) 乗降場における人身障害事故防止対策の実施状況
- (5) テロ等発生に備えた取組みの実施状況
- (6) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

### 3 自動車交通関係

#### 【点検事項】

- (1) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- (2) ①運行管理（飲酒運転、過労運転及び健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）の実施状況  
②運転者に対する「アルコール依存症スクリーニングテスト」を活用した適切な指導及び監督等の実施状況
- (3) ①整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の車輪

脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)

②大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」に基づく「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」及び「走る前、左後輪点検キャンペーン」の社内啓発活動の実施状況

- (4) 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
- (5) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (6) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (7) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (8) テロ等防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ等発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ等発生を想定した訓練の実施状況
- (9) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

#### 4 海上交通関係

##### 【点検事項】

- (1) 法令及び安全管理規程（特に安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者及び運航管理者の選任に関する事項、気象海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制、走錨対策（リスク判定等））、飲酒対策の実施状況）
- (3) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況及び通信設備・通信環境の確認
- (4) テロ等防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ等発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ等発生を想定した訓練の実施状況
- (5) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

#### 5 利用運送業関係

##### 【点検事項】

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況
- (2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況
- (3) 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

### 第5 総点検実施要領

- 1 総点検項目は、輸送機関等毎の実施計画によるものとし、自主点検表及び総点検表については、各部等において別に定めた様式を使用するものとする。
- 2 運輸局関係各部においては、関係団体等に対し総点検について、指導を行うとともに、支局及び事務所と調整のうえ、事業者等による自主点検の実施率の向上を図るよう措置する。また、

点検対象事業者を選定し、立入検査を実施するものとする。

- 3 運輸局関係各部及び支局、事務所においては、調整の上、関係事業者等に対し点検方法等を指示し、報告徴収を行うとともに、立入検査等の実施によって関係事業者等の実施状況を点検するものとする。

特に、警告・指導に基づく安全対策の取組み状況について、立入検査等を活用しつつ、集中的に点検するものとする。

なお、事業者等からの報告徴収等を行うに当たっては、電子メールや電子媒体の活用など、報告様式の印刷や集計に係る業務の効率化に努めるものとする。

- (1) 事業者の本社のほか、現場機関（支社・営業所等）も訪問するなどにより全体的な総点検実施状況を把握するものとする。

- (2) 対象事業者の特徴を踏まえつつ、実態に即した点検を行うよう努めるものとする。

- 4 運輸局各部及び支局、事務所においては、自らの安全に関する業務の体制及び実施状況について総点検を実施するものとする。

- 5 関係事業者等に対しては、期間及び別紙の点検項目を示し、さらに、次の事項について指示し自主点検を実施するよう指導するものとする。

- (1) 総点検は、現場機関のみにまかせることなく、経営トップを総点検最高責任者に選任し、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。

- (2) 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。

- 6 総点検は、関係機関との密接な連絡のもとに、その協力を得て実施するものとする。

- 7 運輸支局及び検査登録事務所においては、交通関係法令の遵守の徹底を図るため街頭検査時等に必要な指導を行うものとする。

## 第6 報告等

- 1 立入検査等の日程等を定めたときは、実施事業者数を「様式1」により、令和5年11月27日（月）までに総務部安全防災・危機管理課あてメールや電子媒体等で報告（以下報告方法は同様）するものとする。

- 2 各分庁舎、自動車検査登録事務所、八戸海事事務所は総点検の実施結果（「様式2」による自らの安全に関する点検結果を含む）を令和6年1月17日（水）までに所管の支局長あて報告する。

各支局は、所管の分庁舎、自動車検査登録事務所、海事事務所及び関係事業者等の総点検の

実施状況を取りまとめるとともに、安全総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等及び「様式2」による自らの安全に関する点検結果について、令和6年1月22日（月）までに総務部（東北運輸局長）あて報告するものとする。気仙沼及び石巻海事事務所についても、総点検の実施結果（「様式2」による自らの安全に関する点検結果を含む）を令和6年1月22日（月）までに総務部（東北運輸局長）あて報告するものとする。

各部においては、総点検の実施結果（「様式2」による自らの安全に関する点検結果を含む）を令和6年1月31日（水）までに総務部（東北運輸局長）あて報告するとともに、期限までに本省関係局等へ報告するものとする。

- 3 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組み状況についても併せて報告させることとする。

なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告させることとする。

- 4 総務部は報告を受けた内容について、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理室へ報告するものとする。

なお、報告の様式は、各実施計画等において定めた様式のとおりとする。